

議第12号

高島市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月24日

高島市長 福井正明

---

高島市個人情報保護条例の一部を改正する条例

高島市個人情報保護条例（平成17年高島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。